



Title	シンポジウム「日独の国連平和維持活動(PK0)参加問題を考える」報告
Author(s)	阪口, 規純
Citation	国際公共政策研究. 2001, 5(2), p. 179-182
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/4766
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

<報 告>

シンポジウム「日独の国連平和維持活動（PKO）
参加問題を考える」報告

本国際公共政策研究科は、2000年9月19日、国際公共政策研究科棟会議室にて、ドイツ連邦議会の超党派議員団を招き、シンポジウム「日独の国連平和維持活動（PKO）参加問題を考える」を開催した。

ドイツ連邦からは、ホルスト・フリートリッヒ連邦議会議員（自由民主党）、ハンス・ライデル議員（キリスト教社会同盟）、エーデルトラウト・テップファー議員（キリスト教民主同盟）、ローター・フィッシャー議員（社会民主党）、ディーター・グラージェディック議員（社会民主党）、ローゼル・ノイホイザー議員（民主社会党）、ペーター・エンダース議員（社会民主党）が参加し、日本側からは、水島敏夫・読売新聞大阪本社 The Daily Yomiuri 編集長、星野俊也・本研究科助教授が参加、床谷文雄・本研究科教授が司会を担当した。

野村美明・本研究科教授（評議委員）の代表挨拶のあと、まず、ドイツ側議員団団長のフリートリッヒ議員が湾岸戦争からボスニア紛争に至るまでのドイツの国連軍事行動への参加の軌跡を概説。ドイツの PKO を中心とする国連行動への参加論議は、ドイツ統一を境に消極論から積極論に転換したこと、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ上空飛行禁止査察のための早期警戒管制機（AWACS）飛行参加について、ドイツ連邦軍の派遣が基本法に違反するか否かが連邦憲法裁判所で争われた結果¹⁾、議会の承認を条件に合憲判決が下されたことを紹介した。フリートリッヒ議員の所属する自由民主党は、もともと連邦軍の NATO 域外派遣には消極的であり、域外派遣には基本法の改正が必要との立場から AWACS 派遣に反対していたが、同議員はボスニアでの非人道的行為に対し、その蛮行を看過するか、NATO の枠内で軍事行動に参加するかの二者択一の苦渋の選択であった旨を述べた。

1) ドイツは、冷戦終結後、アドリア海禁輸措置監視のため海軍艦艇、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ上空へ AWACS、国連ソマリア活動（UNOSOM II）へ連邦軍、ボスニアの緊急対応部隊支援のため空軍部隊を各々派遣している。日本は、1992年の国際平和協力法制定後、カンボジア（UNTAC）、モザンビーク（ONUMOZ）、ゴラン高原の3つの PKO に自衛隊の部隊を派遣している。

なお、ドイツの場合、従来より NATO 域外への派遣が基本法上、困難と解釈されてきたのは、歩兵部隊による PKF の活動であり、人道目的による医療部隊等の派遣は容認されてきた。よって、カンボジアの UNTAC に対し、ドイツは衛生部隊を派遣している。この点につき、神余隆博『新国連論』（大阪大学出版会、1995年）156頁参照。

2) アドリア海監視のための海軍艦艇派遣および UNOSOM II への部隊派遣の2件も違憲訴訟の対象となった。

ドイツ連邦憲法裁判所は1994年7月に、「連邦軍 NATO 域外派兵」合憲判決を下し³⁾、その後、ドイツはボスニア、コソヴォに地上軍を派遣する。この点について、社会民主党のエンダース議員は、地上軍の派遣は PKO に限定されていたことを強調すると共に、ドイツ国内では、ボスニア、コソヴォに派遣して、何故、ルワンダ、東ティモールには派遣しないのかが、かねてより議論されているとの状況を紹介した。さらに同議員は、ドイツの場合、NATO 軍の一員として NATO の決議に基づき NATO 域外への派遣が許されているが、地域的制約があることを述べた後、日本側に対し、自衛隊の PKO 参加の地域的範囲について質した。

以上のドイツ側の意見発表に対し、日本側からは水島編集長と星野助教授が次の如く意見を表した。

水島編集長はまず、国連ミレニアム・サミット前にアナン国連事務総長が用意した、PKO 強化を求めたブラヒミ報告⁴⁾を紹介すると共に、人道的介入を巡っては安保理内で米、英、仏の積極論と中、ロの消極論が対立していると分析。日本の PKO 参加については、PKF の凍結解除が必要な時期となりつつあること、日本の安保理常任理事国入りは日本の総合的な安全保障戦略の中でどういう意味を持つかを明らかにした上で推進すべきこと、日本とドイツが常任理事国なることは、国連が第2次大戦の戦勝国主導の組織から脱却するという象徴的意味を持つことを指摘した。

星野助教授は、シビリアン・パワー論で著名なドイツの国際政治学者ハンス・マウルの Survival 誌最新号掲載の論文を紹介しつつ、ドイツと日本の両国は、「自制の文化」(culture of restraint)をもつ、との見解を述べた上で、両国は、①過去の歴史を抱えながら、現在「普通の国」になるべきか否かの課題に直面していること ②経済大国でありながら、湾岸戦争では軍事的貢献を果たせなかったというトラウマをもつこと ③国連常任理事国入りを目標としていること、の3点で共通点があると分析。さらに、日本の PKO 参加に途を開いた1992年制定の国際平和協力法について、参加5原則⁵⁾の縛りゆえに停戦合意等のあいまいな内戦に対し日本の PKO 参加ができない、と同法の問題点を指摘し、「日本の PKO は法律上、参加が可能な地域のみに参加でき、実際に派遣したい地域には派遣ができない」と述べた。

これに対し、エンダース議員から、日本が PKO に自衛隊を派遣させたい地域とは具体的にどこか、との質問が出され、星野助教授は、特定の地域が事前に想定されるのではなくケー

3) 但し、武装した連邦軍の派遣には、原則として事前に連邦議会の過半数の承認を得ることが必要とされた。

4) Report of the Panel on United Nations Peace Operations, A/55/305, S/2000/809. この報告は、マンデート、ドクトリン、装備等の面における PKO の強化を勧告している。

5) PKO 参加5原則とは次の5点をいう。

①紛争当事者の間で停戦合意が成立していること ②当該 PKO が活動する地域の属する国を含む紛争当事者が当該 PKO の活動及び当該 PKO への我が国の参加に同意していること ③当該 PKO が特定の紛争当事者に偏ることなく、中立的立場を厳守すること ④上記の基本方針のいずれかが満たされない状況が生じた場合には、我が国から参加した部隊は撤収することができること ⑤武器の使用は、要員の生命等の防護のために必要な最小限のものに限られること

ス・バイ・ケースで判断されるべきだが例えば、人道的問題の深刻な地域というのが考えられる、と回答した。

国際平和協力法が定めるいわゆる参加5原則の制約は、いうまでもなく憲法第9条の政府解釈に起因するものである。1980年の政府統一見解⁶⁾に代表されるように、武力行使を目的・任務とする自衛隊の海外派遣は憲法第9条に抵触するという解釈が、国連 PKO に対する自衛隊参加に関する有権解釈として確立している。それゆえに、停戦合意が崩れ PKO が紛争当事者の武力紛争に巻き込まれた場合、PKO に参加する自衛隊の部隊は、撤収せざるをえなくなる。

この日本の PKO 参加に関する憲法上の問題に対し、キリスト教社会同盟のライデル議員は、仮に憲法上の問題が解決したと仮定した場合、自衛隊の PKO 参加に要する財源を始め、国内合意の形成が図れるのか、PKO 派遣軍の構成をどうするのか、輸送力等、任務を遂行しうる軍事的能力が本当にあるのか、と疑問を表明。「理論だけではなく、実践面での議論が足りないのではないか」と鋭く日本の PKO 協力体制が抱える問題点を突いた。ライデル議員は、さらに、国連自体が機能不全に陥っている現状を重く見、米国の国連分担金未払い問題を暗に批判すると共に、ドイツとして財政的、人的な側面での国連の機能強化、変革の必要性を強調した。そして、常任理事国入りの問題は、大国としての名声獲得の観点からではなく、国連の機能強化の観点から考えるべきだと主張した。

社会民主党のフィッシャー議員も国連改革の必要性に賛成の意を表明した上で、コソヴォを例に、安保理の迅速な意志決定と予防的行動の必要性を訴えた。また、ソマリア PKO をとりあげ、大国、特に米国のソマリア政策の拡張の大きさがソマリア PKO の失敗の大きな原因であったとの見方を提示した。さらに、日本の今後の PKO 参加のあり方について、星野助教授の指摘した国際平和協力法の問題点に触れ、内戦への対処ができない点に異議を唱えた。

これに関連し、星野助教授からは、日米の同盟関係を利用することで、日本の PKO のより積極的な展開が可能となる、との見方が示された。

以上の日独双方の討論を踏まえ、フロアーからは、国連の分担金滞納問題に対するドイツの対応策、ドイツ連邦軍の NATO 域外派遣に対する周辺国の反応、ドイツ脅威論の捉え方、両国の戦後補償と PKO 参加の関連性等について質問、意見表明がなされた。

本シンポジウムは全体を通して、ドイツの場合は、旧ユーゴ紛争に代表される如く冷戦後の欧州の政治情勢の変化への対応という政治的観点から国連軍事行動への連邦軍派遣問題が

6) いわゆる「国連軍」は、個々の事例によりその目的・任務が異なるので、それへの参加の可否を一律に論ずることはできないが、当該「国連軍」の目的・任務が武力行使を伴うものであれば、自衛隊がこれに参加することは憲法上許されないと考えている。これに対し、当該「国連軍」の目的・任務が武力行使を伴わないものであれば、自衛隊がこれに参加することは憲法上許されないわけではないが、現行自衛隊法上は自衛隊にそのような任務を与えていないので、これに参加することは許されないと考えている（1980年10月28日 衆議院稲葉誠一議員質問主意書に対する政府答弁書）。

実践的に論議されているのに対し、日本の場合は、国際環境の変化を認識しつつも憲法上の制約が強いため、国内的観点から議論がなされ抽象的な次元を脱却できていないとの感想を抱かせるものであった。但し、その相違はドイツは基本法において NATO や WEU (西欧同盟) の構成国として集団的軍事行動への参加が容認されているのに対し⁷⁾、日本は、歴代政府により、武力行使を伴う国連行動への自衛隊の参加および集団的自衛権の行使は憲法上、許されないとの解釈をとっていることに⁸⁾根本的な違いがあることを確認しておくことが必要である。この本質的相違に十分、留意しつつも、ドイツの議員団が示した現実的、実践的観点からの国連 PKO 協力論は、日本の今後の PKO 参加を考える上で、極めて示唆に富むものであった。

(阪口規純* 記)

7) ドイツ連邦共和国基本法第24条2項は「連邦は平和を維持するために、相互集団安全保障機構に加入することができる」と規定している。

8) 国連軍参加に関する政府解釈の詳細については、拙稿「国連の集団安全保障と日本—国連軍参加に関する政府解釈の変遷—」『国際公共政策研究』第3巻第2号、1999年3月、集団的自衛権に関する政府解釈については、拙稿「集団的自衛権に関する政府解釈の形成と展開」(上)(下)『外交時報』第1330号、1996年7月・8月、第1331号、1996年9月参照。

* 大阪大学大学院国際公共政策研究科 講師